

農業被害に係る金融面での支援対応

令和 5 年 8 月 25 日

農 業 経 営 課

1 経営資金等の融通（利率は R5. 8. 21 現在）

①農業経営安定資金（農協関係資金）

- ・ 対象経費：農業経営の安定のために必要と認められる資金
（災害等により経営資金の不足をきたしている場合）
- ・ 貸付限度：原則 1,000 万円（特認 2,500 万円）
- ・ 貸付利率：0.80%

②その他資金

ア 農林漁業セーフティネット資金（公庫資金）

- ・ 対象経費：災害等による被害から経営の再建に必要な資金及び災害等により減少した収入の補填に充てるための資金
- ・ 貸付限度：600 万円又は年間経営費等の 6/12
- ・ 貸付利率：0.30%～0.65%（※）

イ 農林漁業施設資金（公庫資金）

- ・ 対象経費：農業用施設等の復旧を行うために必要な資金
- ・ 貸付限度：負担額の 80%又は 1 施設当たり 300 万円のいずれか低い額
- ・ 貸付利率：0.30%～0.80%（※）

ウ 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）（公庫資金）

- ・ 対象経費：認定農業者が災害等のため必要となる長期資金及び施設等を復旧するための設備資金
- ・ 貸付限度：個人 3 億円（法人等 10 億円）
- ・ 貸付利率：0.30%～0.80%（※）

エ 農業近代化資金（農協関係資金）

- ・ 対象経費：施設、農地等の復旧に要する資金
- ・ 貸付限度：個人 1,800 万円（法人等 2 億円）
- ・ 貸付利率：認定農業者 0.30%～0.65%、その他 0.8%（※）

※②その他資金について、令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた方は、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、貸付当初 5 年間は実質無利子となります。また、農業近代化資金の借入について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料が貸付当初 5 年間免除されます。

